

令和2年2月26日（水）

令和元年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第4回）

議案書

【時間】 午前 10 時 00 分から

【場所】 紀の川市役所 本庁舎 2 階 協働スペース

目次

出席者名簿.....	- 1 -
会議次第	- 2 -
報告第 1 号.....	- 3 -
資料 1 紀の川コミュニティバスの運行継続について	- 4 -
報告第 2 号.....	- 5 -
資料 2 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について.....	- 6 -
議案第 1 号.....	- 7 -
資料 3 ダイヤおよび路線改正の方針について	- 8 -
議案第 2 号.....	- 9 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約.....	- 10 -

出席者名簿

規約第4条に基づく 位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	林 信良	会長
	紀の川市福祉部	福祉部長	橋本 好秀	
	紀の川市建設部	部長	湯川 晃司	
(2) 法第2条第2号に掲げる 公共交通事業者等及びその 組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治	代理出席
	有田交通株式会社	運行管理・整備	浅井 英行	代理出席
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	西日本旅客鉄道株式会社	総務企画課長代理	大久保 学	代理出席
	和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生 剛史	代理出席
	公益社団法人和歌山県 バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人和歌山県タ クシー協会	会長	川村 昌彦	
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	委員長	坂前 吉信		
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	久次米 英昭	
	粉河地区区長会	会長	中井 菊夫	
	那賀地区区長会	会長	折居 徳男	
	桃山地区区長会	会長	根来 信之	
	貴志川地区区長会	会長	岸本 俊延	
	紀の川市身体障害者連 盟	会長	泉中 條子	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸 支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	河原 正明	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	森田 正志	
(5) 岩出警察署長又はその 指名する者	和歌山県警岩出署	交通課長	岡本 光泰	代理出席
(6) 道路管理者、学識経験 者その他の協議会が必要と 認める者	近畿大学経営学部	教授	高橋 愛典	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	大田 隆英	
	和歌山県企画部地域振 興局総合交通政策課	課長	長尾 尚佳	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	松本 功	
ご欠席	紀の川市農林商工部	部長	神徳 政幸	
	岩出市総務部総務課	総務部次長兼総務課長	木村 清隆	

会議次第

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 出席者紹介
4. 報 告
 - i. 報告第1号
▼紀の川コミュニティバスの運行継続について
 - ii. 報告第2号
▼地域公共交通網形成計画の取り組み状況について
5. 議 事
 - i. 議案第1号
▼ダイヤ改正の方針について
 - ii. 議案第2号
▼委員の変更について
6. そ の 他
7. 閉 会

報告第1号

紀の川コミュニティバスの運行継続について

- 紀の川コミュニティバスを運行継続するための取り組みについて、報告する。

資料1のとおり

令和2年2月26日提出

資料 1 紀の川コミュニティバスの運行継続について

1. 主旨

紀の川コミュニティバスを廃線にしないために、減便・運行日削減を検討します。

2. 財政負担の状況と見込み

令和 2 年 9 月末で国庫・県補助が無くなる見通しで、同年 10 月以降の紀の川市・岩出市両市の負担額（補助額）が約 1,300 万円増額となる見込みです。

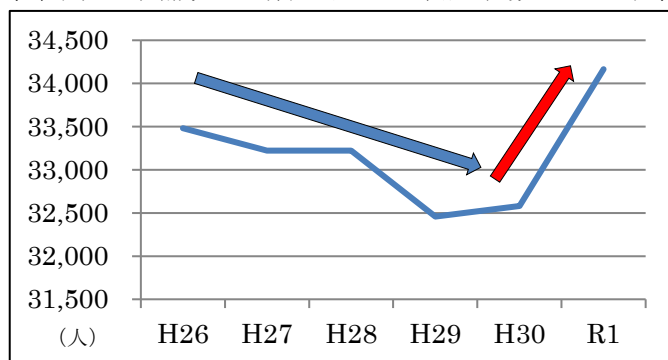
（単位：千円）

科目	H28	H29	H30	H31	R2 (見込)	備考
運行費用	28,545	28,718	29,130	運行中	28,000	
運行収入	3,935	3,857	3,611		3,000	
収支	-24,610	-24,862	-25,520		-25,000	
【補助】国庫・県	14,072	13,510	13,382		0	
【補助】岩出市	2,011	2,166	2,316		5,000	
【補助】 紀の川市	8,528	9,186	9,822		20,000	減便・運行日削減により H30 と同水準を維持したい
差し引き	0	0	0		0	

※端数処理の関係上、計算が一致しない場合がある。

3. 利用促進の取り組みについて

福祉部局と連携し、フレイルサポーターの方々にご利用いただくなどの利用促進を図ってきたが、国庫・県補助の要件に定める利用者数に至らず、国庫・県補助が無くなる見通し。



(表) 近年の利用者数推移



(画像) H31. 1. 12 地方紙

4. 紀の川コミュニティバスを運行継続するために

和歌山バス那賀株式会社および岩出市と連携し、引き続き利用促進に取り組むとともに、令和 2 年 10 月以降の運行効率化（利用者が少ない便や曜日の削減など）を図ります。

報告第2号

地域公共交通網形成計画の取り組み状況について

■地域公共交通網形成計画に基づく事務局の取り組み状況について、報告する。

資料2のとおり

令和2年2月26日提出

資料 2 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について

■今年度の取り組み状況

日程	取組内容	備考
H31.04.15	紀の川市地域公共交通網形成計画について	紀の川市生活研究グループ
H31.04.20	第5回 地域の移動手段を考える説明会&意見交換会	桃山鞆渕コース 細野貴志川コース
R01.08.09	自治連絡協議会懇談会での意見交換	
R01.10.19	第6回 地域の移動手段を考える説明会&意見交換会	桃山鞆渕コース 細野貴志川コース
R01.11.01	紀の川市地域公共交通網形成計画のこれまでとこれから	日本交通学会（関西部会）
R01.11.25	第7回 地域の移動手段を考える説明会&意見交換会	鞆渕地区 ※落石のため臨時開催
R01.12.03	那賀地区区長会役員との意見交換	
R02.01.26	第8・9回 地域の移動手段を考える説明会&意見交換会	細野貴志川コース 桃山鞆渕コース
R02.02.14	生涯学習出前講座	丸栖地区福祉委員会
随時	広報紙での地域公共交通 NEWS 掲載 (5月、8月、11月、2月、3月号 ほか)	交通事業者による利用促進の取組情報を発信



3月14日からJR和歌山線(全線)で交通系ICカードの利用が可能に!

3月14日(日)からJR和歌山線(全線)で交通系ICカードの利用が可能になります。

ICカード利用可能なICカード

ICカード利用可能なICカード

ICカードの利用方法

① ICカードにタッチする。

② 乗車券、乗車券に指定されたICカード利用開始時刻にICカードをタッチする。

③ 下車時、乗車券に指定されたICカード利用終了時刻にICカードをタッチする。

※乗車券の指定時刻・乗車券の種類により、ICカードの利用可能区間が異なります。

ICカード利用開始時刻

乗車券の種類により異なります。

ICカードの利用可能区間

ICカードの利用可能区間は、ICカードのタッチする区間となります。

ICカードの利用可能区間は、ICカードのタッチする区間となります。

ICカードの利用可能区間は、ICカードのタッチする区間となります。

4月1日からバス一般路線区間でもICカードの利用が可能に!

4月1日(日)から和歌山バスグループの一般路線区間でもICカードが利用可能になり、お出かけが楽になります。

ICカード利用可能なICカード

ICカード利用可能なICカード

ICカードの利用方法

① ICカードにタッチする。

② ICカードの利用可能区間にICカードをタッチする。

ICカードの利用可能区間は、ICカードのタッチする区間となります。

ICカードの利用可能区間は、ICカードのタッチする区間となります。

ICカードの利用可能区間は、ICカードのタッチする区間となります。

地域公共交通 NEWS

～ vol.4 公共交通の利用促進を目指して～

和歌山電鐵(株)では公共交通の利用促進のため、イベントの実施や小中学校を中心に電車教室を開催するなど、地域に密着した様々な活動を行っています。教室は、電車の仕組みや乗車マナーを学ぶほか、車庫見学や列車体験ができる人気企画。営業企画部長の竹原善文さん(仮)は「電車利用の機会が少ない、おなじみから公共交通に慣れ親しんでもらえたら」と笑顔で話してくれました。

和歌山電鐵(株) 広報課 (TEL: 77-2511 本庁3階)

電車教室を行う小中学校の生徒

引き続き、利用促進・理解醸成に努めます。

議案第1号

ダイヤおよび路線改正の方針について

■ダイヤおよび路線改正の方針について、承認を求める。

資料3のとおり

令和2年2月26日提出

資料3 ダイヤおよび路線改正の方針について

■形成計画に定めた基本方針の検討結果（事務局案）

【基本方針Ⅰ】「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	具体方針
I-A 多様な交通サービスの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・長大化している路線の短縮化を実施（始発～終着まで、概ね1時間以内で運行） ・利用者が少ない区間で、新たな交通手段への転換を実施 ⇒利用形態が変わるエリアについては、引き続き意見交換会等で説明予定
I-B 拠点間運行の多頻度化	<ul style="list-style-type: none"> ・利用があり、要望もあった南北軸（貴志駅～下井阪駅）の多頻度化を試行 ・利用が少ない区間では、運行頻度が低下したり、乗継が発生したりするなど、利便性が低下する側面も。利用実績を分析し、影響を極小化できるよう検討・実施。
I-C 交通拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・貴志駅駐輪場屋根設置工事（完了見込み） ・買い物施設で乗継（事業者と調整中） ⇒乗継便への接続時間確保など、利便性低下の抑制策を実施・検討
【基本方針Ⅱ】「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	具体方針
II-A 駅やバス停環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・KOKO 塾イベントへの参加・情報発信 ・JR 和歌山線新キャラクター考案事業の推進 ・近畿大学と連携し、貴志川線での利用実態調査・分析の実施検討
II-B 市民主体の活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・報告のとおり
II-C 理解醸成の促進	
II-D 乗務員の確保・育成	
【基本方針Ⅲ】「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	具体方針
III-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高校への時刻表配布
III-B 公共交通マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度検討開始

■検討を進める中で固めた改正方針（事務局案）

- ①新ダイヤ・路線（案）のターゲットは「買い物」「通院」での利用者とする。 ②「通勤・通学」利用者は定期的な利用が見込まれることから、一定程度配慮し、時刻を設定する。 ③路線の短縮化を実現するために乗継を設定し、乗継拠点での接続時間は概ね10分以上確保する。
- ④今回の改正では運賃値上げは実施しないものの、乗継毎に1乗車とカウントする。 ⑤令和2年10月1日を改正予定日とし、2年間の試行運転期間を設け、その後、半年から1年半の検討期間を踏まえ、運行の見直しを図る。

議案第 2 号

委員の変更について

■委員変更について、承認を求める。

新規に就任いただく委員の任期については、規約第 5 条に基づき、前任者の残任期間とする。

	変更前	変更後
所属	近畿大学経営学部	近畿大学生物理工学部
職名	教授	講師
氏名	高橋 愛典 様	山田 崇史 様
(変更の理由) 所属先の研究活動の都合上、当協議会への参画が困難となる見込みのため。		

(参考 1) 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約
第 5 条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則(平成 31 年紀の川市規則第 25 号)のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(参考 2) 附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則
第 2 条第 3 項 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

別表 (抜粋)

附属機関の名称	任期	所管課
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会	2 年	地域創生課

令和 2 年 2 月 26 日提出

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。